

# 静中静高関東同窓会規約

## <第一章 総則>

### 第1条（名称）

この会は、静中静高関東同窓会と称する。ただし、静岡県立静岡高等学校同窓会関東支部という名称も用いる。

### 第2条（目的）

当会は、静中静高同窓会の広域支部として、関東支部会員の親睦をはかり、かつ同窓会本部の事業に協力することを目的とする。

### 第3条（事務所）

当会の事務所は東京都内等に置くものとする。

## <第二章 会員>

### 第4条（資格）

当会は、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県等を中心とする区域に居住又は勤務する静中静高同窓会会員で組織する。

## <第三章 会議>

### 第5条（種類）

当会の会議は、総会、理事会、及び正副会長会（会長、副会長、監事及び会長が指名する者により構成）とする。

### 第6条（招集）

総会、理事会、及び正副会長会は会長が招集する。

### 第7条（業務）

定時総会は、年1回開催して、事務・会計等の報告を受け、必要事項を議定する。

理事会は、通常の会務を評議し、総会に付議する議案を決定する。

正副会長会は、必要な時に開催し、会務全般について協議する。

### 第8条（議長）

総会、理事会、正副会長会の議長には会長が当たり、会長が不都合なときは副会長が代行することができる。会長、副会長ともに不都合なときは理事の互選で代行者を定める。なお、議長は議事の説明を副会長に委ねることができる。また、議長は、会議の秩序を維持し、議事を進めるため必要な措置をとることができる。

### 第9条（議決）

会議は全て出席者の過半数の意見をもって決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

## 第9条の2（書面または電磁的記録による決議）

総会、理事会、正副会長会は、次の各事由の一がある場合には、会議を招集することに代え、書面または電磁的記録により決議することができる。

- （1） 会議を招集することが著しく困難であるとき
- （2） 緊急を要するとき
- （3） その他、会長が必要と認めるとき

## <第四章 役員及び顧問>

### 第10条（役員）

当会は次の役員を置く。

- ・会長 1名
- ・副会長 若干名
- ・理事 30名以内
- ・監事 2名

### 第11条（選出）

会長、副会長、監事は総会で当会会員の中から選任し、理事は会長が委嘱する。

### 第12条（任務）

会長は当会を代表し会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。

理事は理事会を構成し、会長の諮問に応じて当会の運営に当たる。

監事は当会の会計を監査する。

### 第13条（任期）

役員任期は選任された日より3ヶ年目の定時総会の日までとする。但し再任を妨げない。任期途中で交代があった場合その後任者の任期は前任者の残任期間とする。

理事の任期は定めない。

### 第14条（顧問）

当会に顧問を置くことができる。顧問は特に当会に功労のあった者の中から会長がこれを委嘱する。

## <第五章 その他活動>

### 第15条（委員会）

会長は、当会の活動を円滑に運営する為、委員会を設けることができる。委員会のメンバーは会長が委嘱する。

### 第16条（各期幹事）

各期をまとめ当会の活動に協力する為、各期に幹事を置く。会長がこれを委嘱する。

## ＜第六章 会計＞

### 第17条（会計年度）

当会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第18条（会費）

当会は会員の納める維持会費で運営するものとする。

## ＜第七章 付則＞

### 第19条（会報）

当会は会報を定期的に発行する。

### 第20条（名簿）

当会は会員名簿の充実に努めそのデータは役員の下で管理保存する。但し「個人情報取り扱い方針」については本部の規定に準ずるものとする。

### 第21条（規定外細目）

この規約に規定しない細目は理事会の決議で定める。

但し緊急を要する事案に対しては正副会長会で決議することができる。

### 第22条（規約改正）

この規約は総会出席者（第9条の2により、書面または電磁的記録による決議とする場合は投票者を含む）の過半数の承認を得て改正することができる。尚この改正規約は定時総会の日から施行する。

改正 平成30年7月6日

改正 令和 3年7月2日

改正 令和 6年7月6日